

特許ノウハウライセンス契約の法的分析（２）



みやび坂総合法律事務所
弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント 高橋 淳

第２ 特許ノウハウライセンス契約と独禁法

１ はじめに

特許ノウハウライセンス契約は、主として特許発明に対する独占権という競争排除を可能とする強力な権利を背景とするものであり、一定の場合には、特許権者であるライセンサーとライセンシーとの競争を妨害する条項が設けられることがあり得る。このような場合、当該条項が独禁法違反と認定されて、公序に反するものとして無効になる（民法90条）等のリスクがある。

そして、独禁法を所管する官庁である公正取引委員会は、どのような条項が独禁法違反とされるリスクがあるか否かについて、その程度も含めて、知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（以下「知財ガイドライン」）¹を示している。特許ノウハウライセンス契約の実務においては、知財ガイドラインにおいて「違法」又は「原則として違法」という趣旨が記載されている条項案は、削除または修正を求められることになる。

２ 独禁法の概要

知財ガイドラインは官庁が作成した指針であるために独禁法の理解がないままで一読して理解できるものではない。そこで、知財ガイドラインについての理解を深めるために、まずは、特許ノウハウライセンス契約の実務を理解するために必要な限度で、独禁法の概要を素描してみたい。なお、知財ガイドラインの記載と解説については後記３にて行う。

２－１ 独禁法の目的等

２－１－１ 独禁法の目的

独禁法の目的は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の

１ 知財ガイドラインの担当官による解説として、高橋省三「知的財産の利用に関する独占禁止法ガイドラインの概要」公正取684号４頁がある。

利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」である（同法1条）。

2-1-2 独禁法により禁止される行為類型

この条文の解釈として、まず、独禁法において禁止される行為の基本類型が、(ア)私的独占、(イ)不当な取引制限及び(ウ)不公正な取引方法であることが分かる。

このうち、「私的独占」のポイントは、一定の市場における独占状態を利用して「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配すること」により「競争を実質的に制限すること」である。そして、その態様により、「排除型私的独占」と「支配型私的独占」に分けることができる。

次に、「不当な取引制限」のポイントは、一定の市場において、「他の事業者と共同して（中略）互にその事業活動を拘束し、又は遂行すること」により「競争を実質的に制限すること」である。

そして、「不公正な取引方法」のポイントは、他の事業者の活動を不当に拘束して公正競争を阻害しないことである。

2-1-3 特許ノウハウライセンス契約との関係

ここで、独禁法の目的に立ち返ると、「事業活動の不当な拘束を排除すること」により「公正かつ自由な競争を促進する」と規定されている。そうすると、特許ノウハウライセンス契約の実務との関係においては、同契約中に、「事業活動の不当な拘束となり、公正かつ自由な競争を害する条項を入れないこと」が最大のポイントであり、基本的には、不公正取引に該当するか否かという観点から検討すれば良い。

2-2 不公正な取引方法

2-2-1 不公正な取引方法の実質的理解の必要性

不公正な取引は、独禁法上規定された類型と、公正取引委員会により規定された類型（以下「一般指定」）があり、多様な行為を包含している。

このように多様な類型を包含する不公正な取引方法は、「一定の行為要件」と「公正競争阻害性」を要件とする点において共通項を見出すことができる。そして、特許ノウハウライセンス契約との関係においては、「一定の行為要件」は、概ね、「事業活動の拘束」と言い換えることができる。そこで、以下では、「事業活動の拘束」と「公正競争阻害性」の意味について概括的に検討することとしたい。

2-2-2 事業活動の拘束

特許ノウハウライセンス契約との関係においては、主としてライセンサーがライセンシーにある行為（不作為を含む）を義務付けることが「拘束」に該当する²。また、特許ノウハウライセンス契約においては、主として、ライセンシーによる許諾製品の製造販売が「事業活動」に該当するが、ライセンスされた技術をベースとする研究等も「事業活動」に該当するし、無効審判及び訴訟等の法的手続きも「事業活動」に該当する。

2 村上政博「独占禁止法〔第9版〕」は、「ライセンス契約上の個別制限規定についてのライセンス規制は、当初は優越的地位の濫用に該当すると規制され、その後拘束条件付き取引として規制された」とのことである（477頁）。